

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況(「監査の結果」について)

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第3 包括外部監査の結果(監査の結果及び意見)			
3 土木事務所についての監査の結果及び意見			
(3) 契約関係～変更契約			
<p>【監査の結果5】変更理由書の記載事由</p> <p>【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、土木事務所における工事請負契約の変更理由書の記載の様式を改め、当初契約金額を記載したうえで、変更後の金額が当初契約金額から何%の増額であるかを明記するようにすべきである。また、当初契約金額の20%を超える増額となる場合において新たな契約をせずに変更契約を締結しようとするときは、変更理由書において、新たな契約を既契約工事と分離施工することが著しく困難である理由を記載すべきである。</p>	<p>土木事務所における変更理由書の様式変更は、出力するシステムの改修が必要となり、改修費用に見合う効果を伴わないことから、契約変更に際し添付を義務付けている「変更協議書」に当初契約金額を記載し、変更予定金額との比率を明記することとした。</p> <p>また、当初契約金額の20%を超える変更増となる施工内容について別途の工事契約とすることが困難である理由を「変更理由書」に記載することをルール化し、その旨を土木事務所に通知した。</p>	措置